

群馬大学緊急学生支援 募集要項

【目的】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会情勢等の変化により、アルバイトがなくなったり、あるいは大幅に減収し、仕送り等の保護者（学費等負担者）からの経済的援助が減少したことなどにより困窮状態にある学生に対する緊急支援のため、返済を要しない緊急学生支援奨学金を給付します。

【支援対象】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急支援が必要と認められる、学部、大学院、特別支援教育特別専攻科に在学する学生

ただし、次の学生は支援対象としません。

- ・特別聴講学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び特別研究学生
- ・国費外国人留学生
- ・外国政府派遣留学生
- ・日本学術振興会特別研究員

※アルバイトの主な目的が学費や生活費以外と認められる等、真に困窮状態にあると認められない学生は支援対象としない場合があります。

【支援内容】

緊急学生支援奨学金として原則一人5万円を給付します。

【申請方法】

緊急学生支援奨学金の給付を希望する学生は、群馬大学教務システムにログインして、上部のメニューより「アンケート」をクリックし、表示された「群馬大学緊急学生支援奨学金申請」を選択し、アンケートに回答する形式で申請してください。なお、支援の必要性を確認するため、別途資料等の提出を求める場合があります。

また、奨学金は授業料引落のために登録された口座に振り込みますが、振込口座の名義は学生本人のものに限ります。口座が本人名義でない場合（未登録を含む）には、新たに振込口座を大学へ登録する必要があります。【上記申請とともに「通帳のコピー提出書」をFax】
※申請により得た個人情報は、適切な管理を行い、支援実施以外の目的には使用しません。

【申請期限】

令和2年5月29日（金）17時

- (1) 教務システムによる入力送信の完了（申請者全員）
- (2) 通帳のコピー提出書のFax送信（該当者のみ）

【給付の決定】

給付の決定は、申請内容に基づき学長が行います。

【給付予定日】

令和2年6月中旬【予定】

【証拠書類】

緊急学生支援奨学金を給付された学生は、保護者（学費等負担者）やアルバイト等の収入

が減少したことが分かる書類（収入の明細書や仕送り額を確認できる通帳等），家賃の領収書等を令和2年12月まで手元に保存し，本学の求めに応じて写し（無関係な箇所は黒塗り）を提出してください。求めに応じない場合は，緊急学生支援奨学金の返還が必要です。

【緊急学生支援奨学金の返還】

次の各号のいずれかに該当する場合には，緊急学生支援奨学金の返還が必要です。

- (1) 本学の求めに応じ，証拠書類の写しの提出を行わないとき
- (2) 虚偽の申請を行ったことが明らかになったとき
- (3) その他，修学を前提とした緊急学生支援の必要性が無いことが後日判明した場合

【Fax送信先及び本件問合せ先】

群馬大学学務部学生支援課 学生生活係

○通帳のコピー提出書のFax送信

Fax：027-220-7620, 027-220-7155

○本件問合せ先

Email：kk-gkosei2@jimu.gunma-u.ac.jp

※問合せはメールで受け付けます，電話による問合せには対応できません。